

# 平成12年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

監査のテーマ：補助金の執行事務

## 第4. 監査の結果

### 1. 交付要綱に関する事項

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 補助金以外の事業費で支出すべきもの（報告書P10）</p> <p>ア 在宅当番医制事業協力費補助金</p> <p>千葉県医師会と契約を締結し、これに基づき補助金として支払っている。この結果、交付要綱はない。したがって、請負契約となり、補助金ではなく委託料とすべきものである。</p>	<p>平成14年度予算から、委託料とした。</p>
<p>(2) 交付要綱を定めるべきもの（報告書P10）</p> <p>ア 社会福祉施設整備補助金</p> <p>施設入所を希望する待機者がいるので他市の施設に受入を依頼している。このため、入居者の数等を基準に、補助金を他市の団体に交付している。他市の施設への補助金はあるので、交付要綱が定められないとして、一件毎に査定されている。</p> <p>今後も発生すると考えられる補助金であるので、各市との間で協定書等の形で妥当な支出基準を設定し、交付要綱を定めるべきである。</p>	<p>平成14年度以降の新規施設への補助は行わず、同年度をもって補助制度を廃止することとした。</p>

## 2. 交付申請書に関する事項

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 交付申請書を適時に提出することを要請すべきもの（報告書P10）</p> <p>ア 水田営農活性化対策事業補助金（生産調整対策）</p> <p>千葉県農業協同組合が、添削実施面積を把握し補助金申請を行い各生産者に補助金を配分することとなっている。交付申請が年度末日となっており、交付申請書と実績報告書は同額であり、申請・交付の手續が形骸化している。</p> <p>交付申請書を適時に提出することを要請すべきである。</p>	<p>平成13年度補助分から、交付申請書の提出時期を6月末日までに改めた。</p>
<p>(2) 申請目的が曖昧であるので再検討すべきもの（報告書P11）</p> <p>ア 千葉たばこ商業協同組合千葉支部運営事業補助金</p> <p>組合の行う、「未成年者の喫煙防止と、駅前等の美化運動」に対して補助することが、この補助金の交付目的となっている。同組合の事業の一部に公益活動と推定されるものもあるが、この活動と補助金との関係が曖昧である。</p> <p>補助金交付の趣旨である「交易に資する点」から再検討をすべきである。</p>	<p>平成13年度補助分から、補助要綱を改正し、事業補助金として、目的・補助事業・補助対象経費・算定基準を明らかにした。</p>

### 3. 金額の算定に関連する事項

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 補助金の算定基礎を適正に行うべきもの（報告書P11）</p> <p>① 野菜価格安定対策事業補助金</p> <p>補償対象品目は、データ分析による客観性のある品目ごとの定量的基準の制定を検討されたい。</p> <p>保証基準額は、実績数値を各年度ごとに生産者へ再アンケートを実施する等により算定し、保証基準額の妥当性を比較検討することが必要である。</p> <p>保証基準額の基礎となる資料は、必要期間整理保存しておくべきである。</p>	<p>対象品目の決定については、平成14年度に、対象品目を選定するための客観性のある定量的基準である「栽培面積による選定基準」の見直しを行った。</p> <p>保証基準額の設定については、平成13年度から、各年度ごとに積算の基礎となる消耗品や原材料等の単価の価格変動について調査及び比較検討を行い、保証基準額の妥当性を確認した。</p> <p>保証基準額の算定根拠となる資料については、千葉県野菜価格安定対策事業が3年ごとに事業全体の見直しを行っており、次回見直し時の参考資料とする必要があることから、保存期間を3年間とした。</p>
<p>(2) 補助金の対象を限定し、算定基準を設定すべきもの（報告書P14）</p> <p>① 小規模事業指導事業補助金</p> <p>補助金の使途が経費補助となっており、その算定基準が曖昧であり、実績報告書も簡略であり、使途の検査も効果の判定もできない。</p> <p>公益活動を行う「公益法人としての商工会議所」の自立に向けて支援すべき補助金の対象範囲を限定した上で、その比率等の算定基準を設定し、これに対応した実績報告書を作成させて、検査を可能にすべきである。</p>	<p>平成13年度補助分から、補助基準を明確にするため補助要綱を改正するとともに、補助事業の成果を明らかにした実績報告書の提出を受け、成果を確認した。</p>
<p>② 千葉商工会議所運営補助金</p> <p>補助金は定額で人件費と事業費を補助対象にしているので、具体的な算定基準が明確でなく検査もできない。</p> <p>公益活動を行う「公益法人としての商工会議所」の自立に向けて支援すべき補助金の対象範囲を限定した上で、その比率等の算定基準を設定し、これに対応した実績報告書を作成させて、検査を可能にすべきである。</p>	<p>補助金のあり方について見直しを行い、既存の千葉県経済振興等団体運営補助金交付要綱に基づく補助金交付をやめ、新たに補助対象経費及び算定基準を明確にした千葉県経済振興事業等補助金交付要綱による事業費補助に切り替えるとともに、平成13年度補助分から、補助事業の成果を明らかにした実績報告書の提出を受け、成果を確認した。</p>

#### 4. 実績報告書に関連する事項

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 実績報告書について適正に報告させ内容を再検討すべきもの（報告書P14）</p> <p>① 老人福祉施設等運営援護事業補助金（老人福祉施設職員研修事業）</p> <p>実績報告書に計上されている経費について領収書等の根拠資料がなく、支出を確認できなかった。また、研修参加人数は、県内の全員について記載されているが、補助対象である千葉市老人福祉施設協会からの参加人数が記載されていない。</p> <p>実績報告書における適切な報告もなく、報告内容の検査が不十分であるので、検査方法を再検討されたい。</p>	<p>平成13年度補助分から、実績報告書等に研修の詳細な資料を添付させ、研修内容を確認するとともに、研修参加者名簿等の確認を行うなど、検査方法を充実させた。</p>
<p>(2) 実績報告書の基礎となる明細がないので作成を指導すべきもの（報告書P15）</p> <p>① 転作推進員設置事業補助金</p> <p>転作推進員個人の経費2分の1までを上限として交付しているが、おのおの経費精算報告書は作成されていないため、補助金の支出の内容を検査できない。この補助金は経費補助であり、経費明細書があるべきである。</p> <p>補助金内容に照応した実績報告書の基礎となる明細がないので、作成を指導されたい。</p>	<p>千葉市生産調整推進対策事業奨励補助金の交付要領を改正し、補助対象経費を明確にするるとともに、補助事業の成果を明らかにした実績報告書の提出を受け、成果を確認した。</p>
<p>(3) 実績報告が信憑性に欠けるので適正を図るべきもの</p> <p>① 海洋少年団単位団体訓練補助金（報告書 P15）</p> <p>補助金交付申請書の予算額と実績報告書の収支決算書の金額が同じである。</p> <p>実績報告書の内容チェックを十分に行い、適切な実績報告書の提出をさせるように指導すべきである。</p>	<p>平成13年度補助分から、補助事業の成果を明らかにした実績報告書の提出を受け、成果を確認した。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>② 海洋少年団全国大会参加補助金（報告書P15）</p> <p>実績報告書の内容である収支決算書の数値は予算と全くの同一であり、かつ各費目の千円未満の金額が「000」となっており、また、大会参加費として2泊分の宿泊費と1泊分の宿泊費とが同じ単価で計上されている。</p> <p>実績報告書の内容チェックを十分に行い、適切な実績報告書の提出をさせるように指導すべきである。</p>	<p>平成 13 年度補助分から、補助事業の成果を明らかにした実績報告書の提出を受け、成果を確認した。</p>
<p>③ 社会センター子ども会交歓大会補助金（現千葉市子ども交歓大会補助金）（報告書P15）</p> <p>実績報告書の収支内容について、収入と支出を等しくさせた結果、本来減少するはずのない支出項目の減少がみられ、また、寄付金収入が全く記載されていない。</p> <p>補助金の有効性を判断するために、イベントの収支の実態を正確に反映した実績報告書の作成を指導されたい。</p>	<p>平成 13 年度補助分から、補助事業の成果を明らかにした実績報告書の提出を受け、成果を確認した。</p>
<p>（4）同一の団体に対し多岐に渉る補助金につき適切な実績報告書を作成すべきもの（報告書P17）</p> <p>ア 公衆浴場組合補助金 イ 公衆浴場老人無料入浴事業補助金 ウ 公衆浴場活性化事業補助金 エ 公衆浴場環境整備事業補助金 オ 公衆浴場経営基盤安定化補助金 カ 公衆浴場設備改善事業補助金 キ 公衆浴場設備改善資金利子補給金</p> <p>提出された実績報告書は、事業報告内容も簡略で、千葉市公衆浴場組合全体の活動状況を読み取ることは困難である。</p> <p>したがって、補助金の申請及び実績報告における書類の作成について指導するとともに、組合の運営経費補助については、組合全体の収入と支出を漏れなく記載した収支決算書に基づき実績報告書を作成するよう指導されたい。</p>	<p>ア 公衆浴場組合補助金 イ 公衆浴場老人無料入浴事業補助金 ウ 公衆浴場活性化事業補助金 エ 公衆浴場環境整備事業補助金</p> <p>平成 12 年度補助分から、実績報告書は、内容を詳細に記入するとともに、組合全体の収支決算書を添付させている。</p> <p>公衆浴場活性化事業補助金及び公衆浴場環境整備事業補助金は、平成 12 年度に、公衆浴場組合補助金に統合を行った。</p> <p>オ 公衆浴場経営基盤安定化補助金 カ 公衆浴場設備改善事業補助金 キ 公衆浴場設備改善資金利子補給金</p> <p>平成 12 年度補助分から、補助事業者（個別の浴場）より、補助事業の成果を明らかにした実績報告書の提出を受け、成果を確認した。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p data-bbox="172 253 818 331"><b>（５）補助金の精算手続がなされていないもの（報告書P17）</b></p> <p data-bbox="188 342 619 376"><b>ア 健歯児童生徒表彰事業補助金</b></p> <p data-bbox="164 387 818 600">100 千円が事前交付されているが、収支決算書の補助対象経費に補助率を乗じた額は 79,600 円であり、事前交付額の方が多結果となっている。この場合、精算のうえ差額を返納しなければならないが、未精算となっている。</p> <p data-bbox="164 611 818 723">検査が不十分であり、千葉市補助金等交付規則及び健歯児童生徒表彰事業補助金交付要綱を遵守し、適切な処理をされたい。</p>	<p data-bbox="842 387 1453 510">平成 13 年度に精算した。今後は補助金等交付規則・健歯児童生徒表彰事業補助金交付要綱に基づき、適切な処理を行う。</p>

5. 使途の内容ならびに検査に関連する事業

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 補助金の使途について適正にすべきもの</p> <p>① 水稻共同防除事業補助金（報告書P18）</p> <p>費用計上や農薬の受け払いについて適切でない事項がみられた。</p> <p>実績報告書の内容を吟味し、補助金の使途について適切な指導と十分な検査を行われたい。</p>	<p>平成12年度補助分から、申請時に使途について内容を聴取したほか、補助事業の成果が明らかになる実績報告書の提出を受け、成果を確認した。</p> <p>また、平成13年度補助分から、水稻共同防除事業実施要領を定め、補助対象経費を明確にした。</p>
<p>② 青少年育成委員会活動事業補助金（報告書P18）</p> <p>事前に明確な計画や支出基準がないので、交付された補助金を使い切るために、他の団体により企画された事業に便乗しているものがある。</p> <p>補助金の算定基準について再吟味し、使途について適切な指導と十分な検査を行われたい。</p>	<p>平成13年度に、市内全ての育成委員会事務局を訪問し、事業内容を確認するとともに、適切に補助金を執行するよう指導・助言した。</p> <p>また、平成13年度補助分から、補助事業の成果を明らかにした実績報告書の提出を受け、成果を確認した。</p> <p>さらに、補助金交付要綱を改正し、算定基準を明確にした。</p>
<p>③ 社会体育振興会連絡協議会活動補助金（報告書P18）</p> <p>研修視察の目的とその行程との間で整合性がとれないと考える。また、収支決算書では予算と決算がほぼ同額で、かつ、繰越金は残高なしとされている。さらに予算額と決算額が同額の項目が大部分を占めており、信憑性が薄い。</p> <p>補助金の使用並びに報告書の検査について再検討するとともに、補助金の必要性、算定基準、補助対象経費の峻別等について検討されたい。</p>	<p>平成13年度補助分から、補助内容を精査し、補助対象経費についてより一層の明確化を図り、補助事業の成果を明らかにした実績報告書の提出を受け、成果を確認した。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 補助金の目的、金額の算定、報告書があいまいで効果が判定できないもの（報告書P20）</p> <p>① 公衆衛生（予防接種）事業協力費補助金  ② 千葉市学校保健協力費補助金  ③ 老人保健事業協力費補助金  ④ 母子保健事業協力費補助金  ⑤ 千葉市医師会学術講習会補助金  ⑥ 千葉市歯科医師会学術研修事業補助金  ⑦ 母子歯科保健事業協力費補助金  ⑧ 千葉市歯科医師会学術講習会補助金</p> <p>交付申請書は内容が簡略で、期限も遅延しており、  手続が遵守されていない。また、実績報告書の内容も申請書とほぼ同一の内容でかつ簡略であり、講習内容や補助金の具体的使途も不明である。この結果、支出内容と補助金の関連が判定できず、補助金額の算定根拠も明確ではない。</p> <p>補助金の目的、金額の算定、交付申請書、実績報告書のいずれにおいても曖昧であり、その効果が判定できないので、検討が必要である。</p>	<p>平成13年度補助分から、補助効果を明らかにするため、事業計画書及び実施報告書に講習会等の内容、参加人員等を記載した書類を添付資料として提出させ、内容確認を行った。</p> <p>また、補助金交付要綱の制定・改正を行い、補助の目的、対象経費等をより明確にした。</p>
<p>(3) 下部組織への補助金の支出内容を検査すべきもの（報告書P20）</p> <p>ア 千葉市母子福祉推進員活動事業補助金</p> <p>千葉市母子福祉協議会は、その下に6つの各区母子福祉推進委員協議会を有し、さらに、この下に68の各地区母子福祉推進委員協議会を有している。しかし、当該下部組織の事業報告書を入手しておらず、本来の事業の補助効果は判定しえない状況となっている。</p> <p>したがって、下部組織の事業活動の明細を含む実績報告書を提出させるか、または他の組織に直接交付することにより、支出内容を検査できるようにされたい。</p>	<p>平成12年度補助分から、実績報告書で最終的な使途状況の把握を行うこととした。</p>



監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(4) 事後の調査及び効果の評価を実施すべきもの（報告書P21）</p> <p>ア 県営鹿島川沿岸土地基盤整備事業補助金</p> <p>計画された作物生産効果等についての事後の調査は、県の統計資料による形式的なものにとどまっている。県営事業といえども、千葉市は平成30年まで補助金として支出を継続していかなければならない。</p> <p>したがって、事後の調査による補助金の支出効果を独自に調査することも含めて何らかの手段により算定し、当該事業の評価を実施すべきである。</p>	<p>補助事業の効果測定は、県・市町村・農協等により組織する「農林業振興協議会」で調査を行い、客観的な数値に基づく事業評価を実施している。</p>
<p>(5) 零細補助金について見直すべきもの（報告書P21）</p> <p>ア 千葉市傷痍軍人会補助金</p> <p>イ 千葉市傷痍軍人妻の会補助金</p> <p>補助目的が運営経費全般の補助であるので、算定根拠が不明であり、長年見直しがなされていないものである。補助金の性格が僅少な運営補助金であるため、多くの一般経費のなかで使途が埋没してしまい、適当な経費への使途か否かについて監督指導しえない。</p> <p>このように、長期にわたって交付されてきている補助金については、その団体の創生期の場合には必要かつ妥当なものであったとしても、補助金に依存せず自立をうながすためには、終期の設定を検討されるべきであると考えます。</p>	<p>平成14年度補助分から、事業補助金として目的・補助事業・補助対象経費・算定基準を明確にするために、交付要綱を改正した。</p>
<p>(6) 補助金の名称からその補助目的の内容がわからないもの（報告書P22）</p> <p>ア 千葉市立小学校健康増進事業補助金</p> <p>イ 青少年婦人団体活動育成事業補助金</p> <p>これら補助金は、名称からは容易に交付目的（使途）がわからないので、適切な名称に変更する必要がある。</p> <p>補助金の名称が抽象的なため、その補助目的がわからないものについては、当初の補助目的から離れ、使途が拡大されるおそれがあるため、補助金の名称を適切なものに変更するように検討されたい。</p>	<p>平成12年度に、千葉市立小学校健康増進事業補助金は、「小学校健康増進（臨海・林間学校）事業補助金」に、青少年婦人団体活動育成事業補助金は、「青少年ブロック活動育成事業補助金」に、名称変更した。</p> <p>※ 「青少年ブロック活動育成事業補助金」は、平成23年度から「青少年相談員補助金」に統合した。</p>

監査のテーマ：教育財産の管理

第4. 監査の結果

1. 学校財産の管理

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p><b>備品管理について</b></p> <p><b>（1）現物確認を制度化すべきもの（報告書P11）</b></p> <p>現在備品の実地棚卸は制度化されておらず、任意で行われているにすぎない。</p> <p>一定の金額基準や種類別基準を定め、定期的棚卸制度を導入し、備品台帳と現品を照合し、現品管理を適切に行われたい。この場合、貸出し品については、借受校から確認書を取る等の方法で現品チェックを徹底されたい。</p>	<p>平成13年度に作成した「備品管理マニュアル書」に基づき、平成14年度に説明会を開催し、備品（貸出し品を含む。）の現物確認の実施や制度化について各学校担当者に周知するとともに、現物確認を実施した。</p>
<p><b>（2）除去手続を適切に行うべきもの（報告書P11）</b></p> <p>耐用年数が到来した備品は、学校からの除却申請書により備品台帳から削除される。この結果、現品があるにもかかわらず備品台帳に記載されていないこととなる。</p> <p>使用あるいは保管している備品は必ず備品台帳に記載するとともに、不要又は利用しないと判断される備品は適切な除却手続をもって廃棄処理し、管理帳簿と現物を一致させるべきである。なお、この手続を実地棚卸手続と連動させて毎年度実施されたい。</p>	<p>平成13年度に作成した「備品管理マニュアル書」に基づき、平成14年度に説明会を開催し、不要物品の処理手続について各学校担当者に周知するとともに、現物確認を実施し、不要物品を廃棄し処理の適正化を図った。</p>
<p><b>（3）備品出納カードによる管理を適切に行うべきもの（報告書P11）</b></p> <p>養護学校においては、「備品出納カード」により現品を管理しているが、備品購入後のカード作成手続が遅延しているもの及びカード未作成のものがあった。</p> <p>備品出納カードは現物を管理する重要な帳簿であり、記帳処理は取得及び除却にあわせてすみやかに実施されたい。</p>	<p>指摘された備品については備品出納カードを作成し、改善した。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p data-bbox="172 248 809 327"><b>（４）リース資産の現品管理を適切に行うべきもの（報告書P12）</b></p> <p data-bbox="156 338 809 551">リースによって借り受けている備品については管理台帳がなく定期的な現品確認も実施されていない。管理番号を付し、リース資産の管理台帳を作成し、適切に管理されるべきであり、また、定期的に現品確認を実施することを制度化されたい。</p>	<p data-bbox="834 338 1453 551">平成13年度に作成した「備品管理マニュアル書」に基づき、平成14年度に説明会を開催し、賃借物品の取扱いについて現品確認の実施や制度化を各学校担当者に周知するとともに、賃借備品の管理台帳を作成し、現品確認を実施した。</p>
<p data-bbox="172 580 809 658"><b>（５）養護学校における備品管理につき事務の合理化を行うべきもの（報告書P12）</b></p> <p data-bbox="156 669 809 792">小・中学校においてはコンピュータ処理された備品台帳があるが、養護学校はシステム化されていないのでこうしたものがない。</p> <p data-bbox="156 804 809 882">小・中学校同様システム対応により事務作業の合理化を図られたい。</p>	<p data-bbox="834 669 1453 748">備品管理をコンピュータにより行い、事務作業の合理化を図った。</p>

## 2. 学校の運営経費

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p data-bbox="156 1050 809 1128"><b>一般廃棄物収集運搬処理業務委託について（報告書P12）</b></p> <p data-bbox="156 1140 809 1397">学校における一般廃棄物の収集運搬処理業務の平成11年度下期の契約は、14.8円/kgで、この契約金額には清掃工場への持ち込みの際にかかる費用14.7円/kgが含まれるため、業者の実質的契約単価は0.1円ということになる。数量の計算については、袋単位の換算重量による契約となっている。</p> <p data-bbox="156 1408 809 1666">この委託単価は、明らかに異常な契約であり、このような状況下で業者の収益源として考えられるのは、契約上はごみの重量を袋単位で定めているのに対し、清掃工場では実測値で費用を徴収されるため、換算数量が実測数量より多い場合は業者の利益となるのである。</p> <p data-bbox="156 1677 809 1756">ごみ収集時に重量を実測し、適正な委託単価で支払うように変更されたい。</p>	<p data-bbox="834 1184 1453 1263">平成12年度から、ごみ重量を実測し、その数値に基づき支払をする委託契約に変更した。</p>

### 3. 学校給食センターの運営経費

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p><b>給食配送業務委託について（報告書P13）</b></p> <p>各学校給食センターから各中学校への給食の配送は、民間の2業者に継続して委託している。平成3年度から平成10年度まで、年間平均約3.3%の値上げを継続して行っているが、平成11年度までは見積書も内容が1行しかない非常に簡素なものであった。また、平成12年度の見積の明細資料書は、2業者間で積算方法がまったく異なるため、比較検討は困難であった。よって、契約価格の検討が不十分である。</p> <p>特命随意契約といえども、見積書の様式や記載内容の統一を図り、車両費の負担内容や人件費その他経費の内容について十分に検討されたい。</p>	<p>平成13年度から、見積書の様式を統一し、契約価格の検討を行えるようにした。</p>